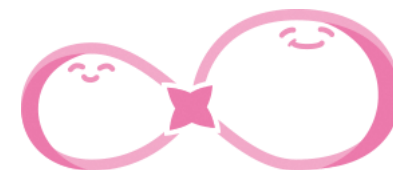


高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施について

千葉市 保健福祉局
健康福祉部 健康推進課

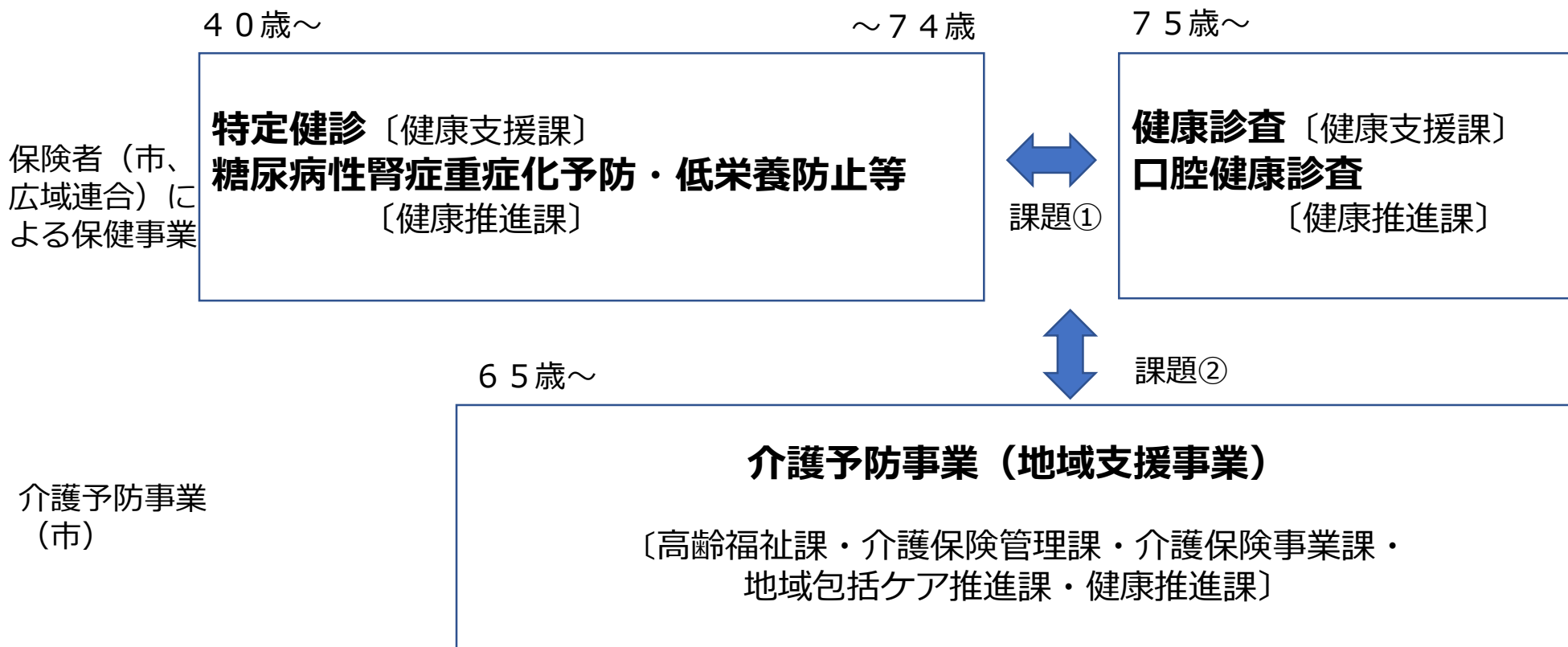


100年を生きる。
千葉市

1. 背景

- 人生100年時代、健康寿命の延伸
 - ➡高齡者の疾病予防・健康づくりを推進することが重要
- 75歳になって保険者が変わる
 - ➡保健事業の取組が継続されず、後期高齡者を対象とする保健事業は健診のみの自治体が多い
- 高齡者は慢性疾患の有病率が高い、特に後期高齡者はフレイルが顕在化・進行しやすい等の特性がある
 - ➡早期発見・早期対応とともに重症化予防が課題
高齡者の特性に合わせた取組が必要

2. 事業の現状



- 主な課題
- ①年齢による保健事業の分断
 - ②保健事業と介護予防事業の分断
 - ③関連部署が多くコーディネートが必要

3. 関連する動き

【国の動き】

- 平成28年4月 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正
 - ・高齢者の特性に応じた保健指導等が広域連合の努力義務とされた
- 令和2年4月 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正
 - ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行うための広域連合からの委託等について規定（高齢者医療確保法等）
 - ・地域支援事業と高齢者の保健事業、国民健康保険の保健事業とを一体的に実施するよう努めるものとする理念規定（介護保険法）

【千葉市の動き】

- ・令和2年4月
健康推進課を新設し、当該課内に担当部署を設置

「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」

市町村における体制の整備等

- 高齢者医療、国保、健康づくり、介護等 **庁内各部署間の連携体制整備**
- 一体的な実施に係る事業の **基本的な方針の作成**
- 介護の地域支援事業・国保の保健事業との **一体的な取組の実施**

一体的実施プログラム（具体的な取組内容）

1. 医療専門職の配置
2. 通いの場等への積極的関与
3. KDBシステム等による分析
4. 対象者の抽出
5. 具体的な事業実施
6. 効果的に進めるための取組
7. 地域の医療関係団体等との連携
8. 高齢者の社会参加の推進
9. 保健事業の接続
10. 事業の評価

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

- ②高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
- ③地域の健康課題を整理・分析

医療
レセ

健診

介護
レセ

要介護
認定

後期高
齢者の
質問票

- ①市町村は次の医療専門職を配置
- ・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
 - ・高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置

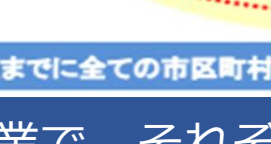
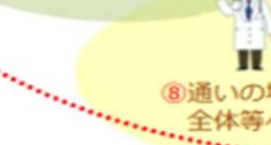
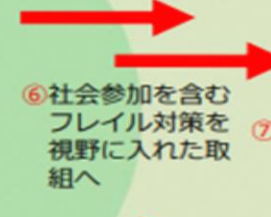
経費は広域連合が交付（保険料財源+特別調整交付金）

- 企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
- 日常生活圏域に医療専門職の配置等に要する費用（委託事業費）

保健事業

⑤国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・
重症化予防



介護予防の事業等

生活機能の改善

⑨民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

⑩市民自らが担い手となって、積極的に参画する機会の充実

かかりつけ医等

⑧通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

- ⑪通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
- ・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
 - ・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
 - ・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

高齢者
※フレイルのおそれのある高齢者全体を支援

～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～

保健事業と介護予防事業で、それぞれの視点を取り入れ、事業を結びつけていく
そのために・国保データベース（KDB）の情報活用
・地域の医療団体との連携
・医療専門職が通いの場に積極的関与
を進める必要がある